

平成30年度第1回北海道農業・農村振興審議会主要農作物種子生産部会

議事概要

- 1 日時 平成30年8月29日（水）15:05～16:45
- 2 場所 T K P 札幌ホワイトビルカンファレンスセンター ホール2 B
- 3 議題

（1）主要農作物の種子生産に関する条例（仮称）骨子案について

- ・資料1、資料2及び参考資料により説明

（2）意見交換

【委員からの主な意見等】

- ・種子法廃止に関する正しい理解が促進されるよう、消費者、生産者の両方に対する丁寧な広報活動をお願いします。
- ・北海道農業の現状を反映し、主要農作物だけでなく雑豆などについても条例で規定し、北海道らしい条例としてほしい。
- ・求められる特性を持つ品種が短時間で育成されるようお願いする。
- ・海外の巨大種子企業のGM作物種子が道内に流入しないよう、対策を条例に盛り込んでほしい。
- ・現行の仕組みを今後も継続してほしい。
- ・主要畑作物を含めた北海道らしい条例となることを期待。
- ・知的財産の保護は重要であると考える。
- ・優良品種の決定においては、生産者の求めるものであること、また消費者の意見を取り入れることが大切。
- ・優良品種の決定には消費者目線が必要ではないか。
- ・道外観光客は、とうきび、アスパラ、じゃがいもなど北海道の農産物を高く評価している。北海道の魅力ある農産物が活かされるような北海道らしい条例の制定をお願いします。
- ・JAやホクレンに加えて、新たに民間企業が種子生産に関わることができるよう、参入企業を審査する場を設けるなどの仕組みづくりが必要ではないか。
- ・稲、麦、大豆以外にも北海道の特徴的な作物を条例で規定する範囲に含めてはどうか。
- ・国の試験研究機関等の関わりがあったほうがいいのではないか。
- ・知的財産の保護に関して、優良品種の全ゲノムを解読しておくことで万が一不適切な流出が起きた場合の対応策としてはどうか。
- ・小豆、いんげん、そばについても条例で規定する範囲に含めてほしい。
- ・原原種、原種の生産についてはこれまでと同様の仕組みで行ってほしい。

- ・北海道の現状にあった北海道らしい条例としてほしい。
- ・海外の巨大種子企業が日本の種子産業に参入しようとしてきた場合に対応できるよう、知的財産の保護を行ってほしい。
- ・品種の多様性は重要であるが、育種と種子生産の実態を考慮すると難しいこともあるため、自家増殖で対応することとしてはどうか。
- ・今回の審議会及び部会を通じて、やはり情報が十分に行き渡っていないと感じた。条例制定を機に、生産者も含めた道民に広く情報が行き渡るようお願いする。

(3) その他

- ・特になし

以上